
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る令和元年6月10日、三川町において山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、平成30年度山形県町村議会議長会収入支出決算が提案され、承認されました。また、各地方からの提出議題9件が提案され、原案どおり可決されました。

なお、置賜地方町村議会議長会からは、置賜地域における主要道路網の整備促進について、そして、自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援についての2件を提案いたしました。

さらに、役員の改選が行われ、後藤恵一郎飯豊町議会議長が県町村議会議長会会長に選任されました。

次に、7月2日、本町において、第51回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会が開催されました。会議では、平成30年度会務報告がなされました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には鳥海隆太米沢市議会議長、副会長には後藤恵一郎飯豊町議会議長がそれぞれ選出されました。

次に、7月26日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、議員役職の改選に伴い、議長及び副議長の選挙が行われ、議長には本職加藤俊一が、副議長には山形県議会選出の渋間かすみ議員が当選されました。

また、置賜広域病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、置賜広域病院企業団立病院及び診療所に係る使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてが上程され、それぞれ原案のとおり可決がなされました。

次に、8月19日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、飯豊町議員改選に伴い、新たに本企業団議会議員に選出された議員の議席の指定及び議会運営委員会の選任が行われました。

次に、8月22日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、平成30年度置賜広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の指定管理者の指定について、置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター焼却設備及びボイラータービン設備定期整備工事請負契約の締結について、置賜広域行政事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例の一部改正について、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム設置条例の一部改正について、令和元年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）が報告、提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 去る6月定例議会以降の町政の報告をさせていただきます。

6月6日から20日まで、第2回川西町議会定例会が開催されました。

6月23日、上小松二井町地内犬川河川公園において、川西町水防訓練を実施しました。消防団幹部や新入団員、川西町消防署員及び役場職員約190名が参加し、月の輪工法、積み土のう工法、改良積み土のう工法の3つの工法を用いた実践的な訓練を実施し、災害時の出動

に備えました。

6月24日、山形県置賜総合支庁長を初め各部長に対し、令和2年度川西町重要事業要望会を実施しました。要望に際しましては、川西町議会から議長、副議長、各常任委員会委員長の皆様に同行をお願いするとともに、船山現人山形県議会議員の同席を得て、本町の発展と地域活性化を図るため、19項目について、県5当局に対し要望を行うとともに、意見交換を実施いたしました。

6月25日、第47回川西町健康レクリエーション大会を開催いたしました。

7月4日、第1回川西町生活安全推進協議会を開催しました。会議では、任期満了に伴い、33名の委員をご委嘱するとともに、米沢警察署川西駐在所所長より最近の犯罪等の発生状況について報告をいただきました。協議では、令和元年度川西町民生活安全推進大会を10月19日、川西町農村環境改善センターで開催することを決定いたしました。

同じ7月4日、第1回川西町交通安全推進協議会を開催しました。会議では、組織の役員改選や人事異動に伴い、7名の委員を新たに委嘱するとともに、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故の発生状況について報告をいただきました。協議では、7月19日から8月18日までの31日間にわたる“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施計画についてご審議をいただきました。

7月21日、川西町消防団消防ポンプ操法大会を開催しました。消防ポンプの部では、第2分団第3部1班（大塚元宿）が優秀賞に、小型ポンプの部では、第4分団第6部1班（中郡荒窪）が優勝しました。なお、両班は8月4日に開催されました山形県消防操法大会に出場し、活躍をしていただきました。また、両大会において、本年11月13日に開催される全国女性消防操法大会に出場する川西町女性消防団による軽可搬ポンプ操法が披露されました。

8月3日、川西ダリヤ園開園式を実施いたしました。

8月7日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

8月11日、フレンドリープラザ及びJ A山形おきたま本店周辺を会場に、8回目となりますかわにし夏まつりを開催しました。当日は天候にも恵まれ、町内の学校や各種団体によるステージイベントや獅子舞、小松豊年獅子踊が披露されたほか、町内関係事業者によるかわにしマルシェの売店、盛大な花火の打ち上げなど、町内外から昨年を上回る9,500名の来場者でにぎわったところがございます。

8月20日、第2回川西町議会臨時議会を開催いただきました。

8月23日、交流館あいばるにおいて、本間喜一奨学金制度における令和元年度奨学生に対

し、奨学生証書の授与式を行いました。奨学生は本年3月に県立長井高等学校を卒業し、愛知大学地域政策学部公共政策コースに入学した長井市出身の鈴木拓優さんで、本奨学金制度の第1号の認定となります。本制度により、今年度から4年間にわたり奨学金が給付されることになり、将来、地域貢献を目指す人材として成長し、活躍してくれることを期待しております。

8月25日、中郡小学校を主会場に、川西町総合防災訓練を実施しました。中郡地区自主防災会や中郡小学校を初め、消防団や米沢警察署、災害時支援協定団体等、約400名が参加し、避難誘導訓練や火災防御訓練、物資搬入訓練、危険物処理訓練等を実施するとともに、今年度、初めてドローンを使用した映像観察訓練も実施しました。また、実践的な訓練として、大声発生訓練やバケツリレーでの初期消火訓練など、住民が主体的に取り組む訓練も実施し、防災意識の向上を図りました。

8月29日、第2回川西町交通安全推進協議会を開催しました。会議では、“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施と、8月19日で死亡事故ゼロ2年の達成にご協力いただいた関係者各位に感謝し、交通安全功労者表彰の審査結果について報告をいたしました。協議では、9月21日から30日までの秋の交通安全県民運動並びに11月1日予定の夕暮れ時街頭啓発活動の実施計画について協議いただきました。

9月4日、第2回川西町国民健康保険運営協議会を開催しました。会議では、任期満了に伴い、9名の委員を委嘱し、運営協議会会長に長澤政典氏を、会長代理に安部美知子氏選出いただきました。協議では、国保の運営状況や平成30年度国民健康保険事業特別会計決算案並びに令和元年度補正予算案等について協議をいただきました。

続きまして、入札執行状況について報告を申し上げます。

6月10日、工事名、犬川地区交流センター駐車場整備工事、落札金額1,217万1,600円、落札者、株式会社佐々木建設代表取締役佐々木金三郎、以下5件の内容でございますので、記載のとおりであります。ごらんいただきたいと思います。

以上、私からの町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

7番伊藤寿郎君、8番伊藤 進君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日9月6日より9月26日までの21日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

◎議第64号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議第64号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第64号 教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員、島貫由実氏が令和元年9月30日付で任期満了となるため、提案するものでございます。

ご提案申し上げます。

教育委員会委員の任命について、次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、川西町大字洲島448番地、氏名、島貫由実、生年月日、昭和44年12月22日、本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま、町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

島貫由実さんの入場を求めます。

教育委員に任命、同意されました島貫由実さんにごあいさつをお願い申し上げます。

○教育委員 ただいま、議会の皆様の同意をいただき、2期目の教育委員を務めさせていただきます島貫由実でございます。

子供たちを取り巻く環境も日々変化しており、私がどれだけ子供たちのために力を出し、役に立てるか不安ではありますが、1期目の経験、体験を踏まえ、さらなる努力を積み重ね、子供たちの輝かしい未来のお手伝いができますよう、精いっぱい努めてまいります。

議会の皆様、町当局職員の皆様方のこれまで以上のご指導を承りますようお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長 島貫由実さんには、本町教育行政発展のためのご活躍をご期待申し上げます。

◎報告第5号 平成30年度川西町一般会計等健全化判断比率について

○議長 日程第4、報告第5号 平成30年度川西町一般会計等健全化判断比率について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第5号 平成30年度川西町一般会計等健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成30年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、報告第5号 平成30年度川西町一般会計等健全化判断比率につきましてご報告を申し上げます。

報告第5号の各指標の算定の内容をまずごらんいただく前に、もう1枚、色刷りのペーパーでございますが、平成30年度までの川西町の財政健全化判断比率という資料をお手元にお配りをさせていただいております。これにつきましては、ただいまご報告申し上げます報告

第5号と、後ほどご報告申し上げます報告第6号、それぞれまとめて最終的な算定の結果、これを過去の指標も含めてまとめたものでございます。まず、これをもとに今回の算定結果につきましてご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、財政健全化法の特徴として、これまでの経過、現在の法律の内容などをここにまとめてございます。以前の財政再建法では、一般会計の赤字額が標準財政規模の20%を超えた場合に赤字再建団体となりまして、いろいろな計画、そしてまたその改善などが求められたところでございますが、この時点では、その赤字再建団体になる前のいわゆる注意喚起の段階の手だてといったものがございませんでした。また、この当時は特別会計などを含まないで算定をしておりましたので、町全体の財政状況、これを反映したものではなかったということでございます。このため、現在の地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法でございますが、これが平成19年6月に制定をされ、現在の取り組みが進められておるものでございます。

現在の財政健全化法におきましては、特別会計等を合わせて町全体の財政状況を早期健全化（イエローカード）、財政再生（レッドカード）この2段階でチェックをしておりまして、議会への報告とともに公表することとされておるところでございます。

なお、下に各指標ごとの国が示す基準を記載しているところでございますが、早期健全化（イエローカード）につきましては黄色で色づけをさせていただいております。そして、財政再生（レッドカード）の指標につきましては赤で色づけをさせていただいているところでございます。

この内容につきましては、平成20年度決算から一定の基準を超えた場合は健全化に向けて計画を策定し、早急に財政改善に取り組まなければならないということになってございます。

それぞれの指標を算定する場合に標準財政規模を用いますが、この米印の青色の部分でございますが、本町の30年度の標準財政規模につきましては64億1,856万9,000円、この数字をもとに各指標の算定を行っているところでございます。

次の丸印が今回の算定の結果でございます。

まず、1番の実質赤字比率でございますが、これは一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合となっております。平成30年度につきましては該当はございませんでした。黒字であったということでございます。なお、これは過去も同様でございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に特別会計などを加えて、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合、これを求めることとなっております。これにつつま

しても、平成30年度は該当はございませんでした。加えて、過去にも該当はございません。

次に、3番でございますが、実質公債費比率でございます。一般会計の借入償還額と特別会計等の償還に対する負担額の標準財政規模に占める割合ということになってございます。詳細は後ほど確認をいただきますが、3カ年の平均値ということになります。平成30年度につきましても13.3%でございますが、平成29年度と比較いたしますと1.4%の増という算定結果となったところでございます。これにつきましても、国が示す指標の範囲内ということになってございます。

次に、4番、将来負担比率でございます。これにつきましては、一般会計の借入れの残高に特別会計や一部事務組合等に将来的に一般会計から負担すると想定される金額、これを加えた額の標準財政規模に占める割合ということになってございます。平成30年度につきましても125.2%でございます。平成29年度と比較いたしますと、マイナス3.3%となったところでございます。なお、これにつきましても、国が示しております基準内におさまっているところでございます。

5番目が後ほどご報告を申し上げます報告第6号関係でございますが、公営企業会計に係る資金不足比率でございます。公営企業会計における資金の不足額が事業規模に占める割合をあらわしてございます。平成30年度につきましても全ての会計で該当はございませんでした。

まとめとして、一番下に記載をしてございますが、各判断比率ともイエローカードやレッドカードに該当するものはございませんでした。今後とも財政の健全化に向けた取り組みを継続いたしまして、各比率が悪化しないように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、報告第5号に移らせていただきまして、一般会計等の健全化判断比率、この各指標の算定の状況につきましてご確認をいただきたいというふうに思います。

表紙をおめくりいただきますと、横版の資料ということになってございます。総括表①健全化判断比率の状況でございますが、これにつきましては算定の結果、ただいまご確認をいただきました内容を上段にまとめてございます。その下の段には標準財政規模、そしてまた、国が示しますイエローカード、レッドカードの指標、これにつきましてここに改めて掲載をさせていただいているものでございます。

次のページにお移りいただきたいというふうに思います。

総括表②連結実質赤字比率等の状況でございます。まず、左上の欄でございます。左側に

一般会計と記載されているところでございますが、これが一般会計の実質赤字比率、これを算定した結果ということになってございます。一般会計の一番下でございますが、太字で実質赤字比率（％）とございます。ここに実質収支額の欄にはマイナス1.71、米印が付されているところでございます。これが記載されているわけでございますが、この左の欄の一番下、また米印で太字で記載しております実質収支、または連結実質収支が黒字である場合につきましては負の値で表示されるということになってございます。一般会計の実質赤字比率（％）、今ご確認いただきましたとおり負の値で表示されておりますので、黒字であるということが確認できるということになってございます。

次に、その左側の下の欄でございますが、各特別会計、そして右側には水道事業会計、そしてまた、法非適用企業として下水道、農集排とそれぞれ会計がございますが、これらの会計を合わせて連結実質赤字比率につきまして、一番右下に記載がございます。マイナス6.18、この値につきましても負の値ということでございますので、黒字であるということが確認できるということでございます。

次のページに今度はお移りをいただきたいというふうに思います。

総括表③でございます。実質公債費比率の状況でございます。これにつきましては、28年度から30年度まで、それぞれここに記載のある金額を掲載させていただき、単年度ごとの実質公債費比率を求め、その3カ年平均を最終的に求めるということになってございます。

まず、単年度ごとの実質公債費比率の求め方につきまして、この表をもとに計算式のほうをまず確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、分母でございますが、標準財政規模から元利償還金等にかかわります基準財政需要額算入額、これを差し引いて分母を求めるということになってございます。この表で申し上げますと、標準財政規模につきましては中段の⑫、⑬、⑭、この合計額、これが標準財政規模となります。差し引きます基準財政需要額に算入される額につきましては、上段右側の⑨、⑩、⑪、この3つの合計額、これを標準財政規模から差し引きまして、分母をまず求めるということでございます。

一方、分子でございますが、元利償還金等の額から特定財源や、ただいま分母でも差し引きました基準財政需要額算入額、これを差し引きまして分子を求めるということになります。元利償還金等につきましては、上段の①から⑦までの合計ということになります。①から⑦までの合計額、ここから差し引きますのが特定財源、これが⑧でございまして、そして、分母と同様に⑨、⑩、⑪、これも差し引きます。⑧から⑪を差し引いて分子を求めるというこ

とになります。

各単年度ごとにつきまして、中段に実質公債費比率、単年度ごとの比率をまず求めております。そして、その3カ年の平均ということで中段右側、右端でございますが13.3%、これが平成30年度決算におきます実質公債費比率ということになるものでございます。

なお、ただいま分子のほうで差し引きました特定財源につきましては、公営住宅の使用料やふるさと融資、あと都市計画税などの一部、これを差し引いておるものでございます。

それでは、最後に、次のページにまたお移りいただきまして、総括表④将来負担比率の状況でございます。これにつきましては、下に計算式が既に出ておりますので、この計算式に基づきまして、今回125.2%というような算定結果になったものでございます。

なお、将来負担額につきましては、一番上の段に記載のあるところでございますが、地方債の現在高から起債の金額、それぞれ求めてございます。なお、この中で、組合負担金等見込額という欄がございますが、これにつきましては、置賜広域行政事務組合や置賜広域病院企業団にかかわります負担額の見込み額、これをここに計上をさせていただいております。

中段の充当可能財源等につきましては、充当可能特定歳入の部分がございまして、先ほど、実質公債費比率の欄で、特定財源の欄でもご確認いただきましたとおり、公営住宅使用料、ふるさと融資、そしてまた都市計画税など、これらの金額をここに記載をしているものでございます。その結果、125.2%となったものでございます。

以上が報告第5号、平成30年度一般会計等健全化判断比率の算定結果でございます。よろしくお願いたします。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 一般質問でも若干私は財政関係の質問をいたしておりますので、詳細はここでお尋ねしませんが、標準財政規模64億、これについてももう少し平たく、わかりやすく説明をお願いしたい。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 標準財政規模につきましては、先ほどちょっと説明が漏れてしまいましたが、色つきのペーパーを再度ご確認くださいというふうに思いますが、色づきのペーパーの一番上の青く字を染めております米印の部分でございます。

標準財政規模につきましては、標準的な税收、地方交付税、地方譲与税等自由に使える財源の標準的な規模、これをあらわしているものでございます。その具体的な各金額、これ

につきましては、先ほど報告第5号の総括表③でございますが、これの中段でございますと
おり、⑫、これが標準的な税收、標準税収入額でございます。28、29、30、それぞれの金額
を記載してございます。交付税の額につきましては⑬でございます、各年度ごとの交付税
の金額を記載してございます。そして、交付税の財源不足が生じてございまして、これに伴
います発行が許されている臨時財政対策債、これにつきましても交付税と同様に標準財政規
模に含めておるという関係から、各年度ごとの金額をここに計上させていただいているもの
でございます。以上を含めまして標準財政規模を求めてございます。

以上でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 もう少し聞き方を変えたいと思うんですけれども、自由に使える金額の算定の考え
方はここである程度わかりました。

わかりやすく言えば、川西町、あなたの町の場合はこれぐらいな予算規模がいいですよ
というような、そういう指標はあるのか、ないのか、ちょっとお尋ねしたいです。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ただいま標準財政規模につきましてお答えをさせていただいたところでご
ざいですが、これに伴って本町、川西町であるべき予算額の総額というふうな基準の有無と
いうことになりますが、これにつきましては、国のほうから示されておる基準等は特にござ
いません。本町につきましては、あくまでも歳入がやっぱり基本でございますので、国が示
します地方財政計画などによりまして、普通交付税の額も年々増減したりもいたしますから、
それらの状況を収集しながら毎年度本町が収入できる額、これを基本に予算を編成してお
るものでございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今、課長からはこれぐらいな税收、これぐらいないわゆる町の規模の場合に、標準
的にこういうぐらいの予算が望ましいという指導なり指標はないと、こういうことですね。

ただ、もう一つ、これぐらいな人口の規模があれば、財政規模、あるいは交付税、これ
を見た場合に、どれぐらいなランクでいっているかなという指標を全部クリアしているのはわ
かりました。そういうようなものはご研究されているのかどうか、お尋ねしたいんですけれ
ども。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 ただいまのこの予算の規模なり、今後の財政運営に対するいわゆる研究の

中身ということになります。これにつきましては、同じような団体の指標など、これも国のほうから示されておりますので、それらも参考にさせていただいております。

そしてまた、現在は公会計制度によりまして、決算の状況なども分析、これを行いながら、各団体との比較も可能にする仕組みが設けられておるところでございます。その分析の結果、既に議会のほうにも6月の定例会におきましてご報告を申し上げたところでございますが、これらの分析結果などをもとに今後のあるべき姿、それを研究していっておるといような状況でございます。

○議長 ほか。

(なし)

○議長 別にならざるやうでありますから、本件を終わります。

◎報告第6号 平成30年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

○議長 日程第5、報告第6号 平成30年度川西町水道事業会計等資金不足比率について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第6号 平成30年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、平成30年度の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、報告第6号 平成30年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

表紙をおめくりください。

資金不足等に関する算定様式に基づきましてご説明を申し上げます。

上の2つの欄につきましては、上水道事業でございます。下の2つの欄につきましては、下水道、それから農業集落排水特別会計の事業でございます。

初めに、上水道事業についてご説明を申し上げます。

都道府県名につきましては山形県、市区町村名につきましては川西町でございます。公営

企業会計の法適用事業です。

(1) でございますが、5,071万3,000円、これにつきましてはaの流動負債1億9,549万3,000円、この内訳は企業債未払金等でございます。bでございますが控除企業債等でございます。これにつきましては、建設改良等の財源に充てるための企業債でございます。aからbを差し引いた(1)が5,071万3,000円となるものでございます。

(3) でございますが、2億3,678万6,000円、これにつきましては、流動資産g、2億3,678万6,000円、この内訳は、現金、未収金、貯蔵品等でございます。

(6) でございますが、(1)から(3)を差し引いた1億8,607万3,000円、マイナスでございます。先ほど説明がありますように、マイナスがつきましたならば資金不足が生じていないという内容でございます。

(12)の事業規模でございますが、営業収益から受託工事収益額を差し引いた(10)が事業の規模となります。標準財政規模比として2つ目の欄の上の(14)を標準財政規模xで割ったものが2.9となるものでございます。

続きまして、下の欄の下水道事業でございます。

特別会計名が下水道事業特別会計です。法非適用事業でございます。

(1)の歳出額でございますが、4億9,619万2,000円、(3)の歳入額でございますが、4億9,684万3,000円でございます。下の欄に移っていただきまして、(6)でございますが、差し引きマイナス65万1,000円でございます。これにつきましてもマイナスがついてございますので、資金不足は生じていないという内容です。

(12)の事業規模でございますが、営業収益として下水道使用料等の(10)が事業の規模となります。標準財政規模比として(8)を標準財政規模xで割ったものですが、値が占める割合が小さく、0.0ということで記載をさせてもらっております。

続きまして、農業集落排水特別会計でございます。これも法非適用事業です。

(1)の歳出額でございますが、9,375万1,000円、(3)の歳入額9,484万9,000円でございます。(6)の差引額109万8,000円、これもマイナスの符合がついてございまして、資金不足は生じていないという内容でございます。

(12)の事業規模でございますが、(8)を標準財政規模xで割ったものですが、この値も小数点1以下でしたので、0.0というふうに記載をしているものでございます。

以上で報告第6号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 ここでも標準財政規模という、もちろん関連しているわけですからわかりましたけれども、先ほどのちょっと3回しかできないので。課長の答弁ですと、聞きようによっては、いわゆる国からこれぐらいな規模の町の場合はこういうものだよという指標はないけれども、何かあるような意味合いのこともあったんで、これはまた勉強させていただきたいと。

上水道についてですけれども、先ほどの一般会計関係は、これは町民の負託に応じてやろうと思えば、これは町長が頭をひねって、予算の捻出、あるいは起債関係ということであれば過疎債という、原田町長得意の過疎債ということになってくると思うんですが、これは我慢してくれということもあると思うんです。水道ですから。上水道のことだけちょっとお尋ねしたいです。

これは今、老朽管というものが約20キロあるわけでしょう、課長。山形県合併しまして、35市町村のうち老朽管、いわゆる石綿管というやつが山形県一なんですよ、町長。これは間違いないと思うんですが、課長からお尋ねしたいんです。大変よろしくない自慢なんですよ。これは町長の、簡便に終わりたいと思うんですが、いわゆる防災、安全・安心のまちづくりをする場合の飲み水の基本中の基本のものが県内で一番なんですよ。20キロ。しかも400、あるいは300という非常に太い管が今もって改善というか、手つかず。これはやっぱり数字はこの場合はさっきのやつと違うんですよ。これはやらなければ、いわゆるイエローになりますよ。しかし、これこそ研究をしながら、とにかくいち早く有利な補助事業を使い、あるいは起債関係などで取り組んでいかなければならないのでないかなというふうに思います。

今のこの提案は大丈夫なんだという、そういう計数の提案ですからわかるんですけれども、いわゆる何もしないで計数はクリアしているということではなくて、その辺の取り組む考え方について、どのような考え方を持っているのかということ、お尋ねしたいんです。簡単で結構ですよ。また機会があると思う。何回も申し上げますとおり、議長、これは計数の関係ですから、それだけの内容からちょっと膨らんでおりますけれども、ぜひお尋ねしたい。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 議員ご指摘の石綿管の残りの延長につきましては県内随一というものですが、昨年度から経営計画ということで新たに策定させていただいて、取り組んでおります。その前の10年間で健全化計画ということで、ある一定程度の管の更新工事を実施できない状況がありましたので、今後、昨年度から始まっている経営計画をもとに、補助事業、起債等々を活用しながら更新工事を進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 その程度でやめますけれども、いわゆる取り組めない状況だったという、簡単に言えますけれども、ここですよ、町長、研究していかなければならないのは。どうすれば取り組めるかという、ここが思案のところだと思うんですよ。県内で一番ですよ。中郡が20キロのうち約10キロあるんですよ。ちょっと膨らみますけれども、いわゆる緊急な場合の避難所といった場合に、そこに幹線の水道管が入っていたらどうなりますか。そこだけでなく、大きな震災となれば、川西だけでないと思うんですけれども、ぜひこれは計数だけ見て安心してくださいということではなくて、これは研究に研究をして、いち早く。場合によっては効率的な、全部改修でなくて、ここをこうやりましょうと、ここから分水しましょうという方法もあるかもしれません。この辺は担当課任せだけでなく、どうかひとつ、トップからご指示、あるいは号令をかけていただきたい。またの機会があると思うので、よろしく願います。町長から。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員のご指摘、本当に大事なことでありまして、水道企業管理者として責任を感じているところでございます。過去の経緯を申し上げますと、川西町の水道企業会計は平成19年に資金不足に陥りました。そのために財政再建計画を立てて、1年では解消しましたけれども、10年間の健全化計画を立てたところであります。

その大きな要因は何かということでは分析をしたわけではあります、平成の一桁時代に集中するわけではあります、年2億円を超える老朽管更新工事を積極的に取り組んだ経過がございます。そのことによって起債が大きく膨らみまして、その償還に充たる費用、それには緊急遮断弁を設置しなければならない事業などがかさみまして、大変な起債残、償還が迫ったところでございます。

そのことによりまして、資金繰りが回らない。キャッシュが回らない状況になりまして、資金不足が平成19年に発生したところであります。その当時、一番最初にご負担をお願いしたのは水道料金の改定でございまして、県内の中でも1番とは言いませんけれども、上位3番目に入るような高い水道料金をご負担をお願いしながら、健全経営に向けて努力を重ねてきたところであります。

あわせて、新たな起債については事業化を延期させていただきながら取り組んできて、ここに至ったところでございまして、経営としては安定しているように見えますが、10年間更新事業を絞り込んだということでは、議員ご指摘のとおり、老朽化が進んでいるのではな

いかという、また、耐震性がどうなのかというようなことについては十分我々としても受けとめさせていただきながら、計画的な、そして安全確保を図りながら、安心して生活ができるような水道事業に転換していかなきゃいけないということを考えているところでございます。

議員のご発言を十分勘案しながら、今後、経営の健全化と、さらには安全な水道供給ができるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 町長は非常に言葉巧みに上手なんですよね。一般会計からいわゆる特別会計、企業会計に支援できる力があるかないかですよ、問題。でしょう。簡単に言えば。監査委員、そうでないですか。でしょう。

上手に私が言っていることについて饒舌に返すんですよ。それが原田流なんですけれども、私はそういうことでないんですよ。だから私、3回目、手を挙げないかなと思ったけれども、今のような答弁では、ちょっとこれは質問を一生懸命している。あるいは内容を私個人だけじゃなくて、言っている者に対して私は十分理解されていないと思うんです。でしょう。いわゆるその収入だけではできないんですよ。でしょう。一般会計から支援がどの程度できる力があるかということなんです。簡単に言えばそうでしょう。そこなんです。全然、いわゆる親分から子供のほうに支援できなければ、そこだけでできないですよ。何もしないんですよ。改善にならないんですよ。その部分のキャッチボールでしょうという、財政のことでしょう、この数字。町長よりちょっと担当から。十分、まだ原田さんの考え方があれなんです。これぐらいでやめますけれども、ちょっと担当、私の言ったことは間違っているか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 議員ご指摘のとおり、言ってみれば、更新事業費の捻出ということに関しまして、本来企業会計でありますので、独立した会計の中での更新工事を実施していくところでございますが、何とか10年間の間に健全化を目指しまして、昨年度からある程度安定した経営になっております。

ただし、現実的に大幅に残っている石綿管の更新工事につき込める財力という点では、議員ご指摘のとおり、なかなか難しい問題があります。補助事業等につきましても、採択条件等々を何とか要望の中で緩和していただいて、本町の水道管にも適用になるような要望もしているわけですが、何分にも幹線系統しかないというのが現実でございます。

企業債の発行につきましても、なかなか厳しい状況であります。今後、一般会計のほうとの連携を図りながら、少しでも更新工事を実施していきたいと思っておりますので、よろしくご理解願います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 別にないようでありますから、本件を終わります。

◎議第61号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第62号 川西町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第63号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第59号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について

◎議第60号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

◎議第53号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第3号）

◎議第54号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎議第55号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第56号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

◎議第57号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第58号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第6、議第61号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16 議第58号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの11議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第61号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、議第61号 川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元の概要書によってご説明いたします。

川西町印鑑条例の一部を改正する条例の概要、改正の趣旨であります。住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、本条例を改正するものであります。

内容につきましては、本人の請求に基づき、住民票や個人番号カードに旧氏の併記が可能となったことで、印鑑登録も旧氏で登録することができるようになり、旧氏の登録をした場合、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書にも旧氏が記載されることとなるものであります。

施行期日は令和元年11月5日です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第62号 川西町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、防災会議委員の充実を図るため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第62号 川西町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

別紙概要をごらんいただきたいと思います。

1の改正の趣旨でございます。防災会議委員の充実を図るため、規定を整理するものでございます。

2、改正の内容でございますが、下の表をごらんになっていただきたいと思います。第3条に委員の定数関連のことをうたっております。それぞれ1号委員から8号委員まで、従前ですと、それぞれの各定数が個別に記載をしております。それを1号から8号までを全体をまとめまして、従前がそれぞれ合計で21名であったものを25人以内に改めるということにいたすものでございます。その委員を幅広く参集し、さまざまな見識による審議いただく体制に改めるためでございます。

3の施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第63号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、水道法の一部改正に伴い、本条例を改定する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第63号 川西町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

お配りしております概要書にてご説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、水道法の一部を改正する法律の公布に伴い、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制が導入されることから、指定の更新に係る手数料を新設するものでございます。

改正の内容でございますが、指定給水装置工事事業者の更新制の導入に伴い、指定の更新手数料（1件5,000円）を別表第3に加えるものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日付でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第59号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本条例を制定する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第59号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この別紙の概要をごらんいただきたいと思っております。

制定の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、これまで、例えば役場で臨時職員、もしくは嘱託職員等といったような形で賃金をお支払いする形で働いていただいておりますが、それらの臨時職員とか嘱託職員

といったようなものが廃止をいたしまして、会計年度任用職員という新たな職名での体制に変わることとなりました。それに係る関係条例をこのたび新規で制定するものでございます。

まず、第1点目の地方公務員法の一部の改正でございます。中ほどちょっと上段の点線の枠内をごらんください。

多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員を任用し、業務を遂行していますが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行うというものが地方公務員法の改正の大きな趣旨でございます。

大きく（1）と（2）の2点に分かれての内容がございます。

（1）特別職の任用及び臨時的任用の厳格化でございます。この点につきましても2つの点がございます。

①の部分でございますが、通常の事務職等であっても、特別職（臨時、または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員など）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されていないものが存在しております。そのようなことから、法律上、特別職の範囲を制度が本来想定する専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化する、限定するということが第1点目でございます。

2つ目の丸でございます。臨時的任用に関してでございますが、本来、緊急時の場合などに、選考などの能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度が臨時的任用の制度でございます。ですが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に、常勤職員に欠員を生じた場合というふうに厳格化する内容が2つ目の点でございます。

それから、（2）の部分、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化ということによって、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を新たに設けまして、その採用方法や任期等を明確化することとなりました。

これが地方公務員法の改正等の大まかな中身でございます。

大きな2番が、今度、地方自治法の改正の中身になります。これも点線の四角の中を朗読いたします。

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働性が高いものであっても期末手当が支給できないため、上記の地方公務員法で規定しました、先ほど申し上げました会計年度任用職員にも適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行うというようなことで、今度、枠の下でございます。会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する

規定を整備するものでございます。

裏面にまいりまして、図示してございますが、大きく分けまして、右端のほうは②ということで特別職という枠と、それより左の部分が大きく分けて一般職というまずくりがございます。①の一般職のくりの中で、勤務時間で上下の部分でございますが、上のほうがフルタイム、下段のほうはパートタイム、短時間雇用というまずくりで、上、下でまず分けております。それから、右左の部分では、左のほうから、常時勤務を要する職というようなことで、上のほうから、ちょっと薄くて見づらいかもしれませんが、任期の定めのない常勤職員、これは私どものような通常の一般職員でございます。それから任期付職員、それから再任用職員、再任用職員につきましては定年後も引き続き任用する職員のことでございます。その点につきましては図の下の①のそれぞれの点のところに説明書きが書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。そのほかに③ということで、臨時的任用職員という区分けもございます。そのほか、これら以外に④というようなことで、新たに会計年度任用職員という概念というか、そういう制度を新たに設けるものでございます。

会計年度任用職員につきましては、フルタイム、パートタイム、2種類ございまして、任用の予定職種につきましては、①のポチの一番下でございます。事務補助、交通安全指導員、社会福祉士、介護認定調査員、保育士、調理師、用務員等、先ほども申し上げましたが、このような職務で、これまで臨時職員、ないしは嘱託職員という名のもとで働いていただいていた方がそれぞれの名前も変わりまして、体制、待遇も変わるということとなります。

②の特別職の部分については変わるものではございませんが、特別職の常勤職は三役、特別職の非常勤職は町議会議員の皆様を初め、各種行政機関の委員の方々などが該当となるものでございます。

次に、大きな2番、制定の内容で、条例の内容の説明でございます。

(1)が第1条関係でございますが、地方公務員法に基づきましての会計年度任用職員にも報酬及び給与並びに費用弁償等に関する規定を設けなくてはならないので、それを条例の中で定めることとするという内容でございます。

次のア、イの部分でございますが、アにつきましては、会計年度任用職員のパートタイムの者に関する規定を定めておるものでございます。報酬及び期末手当の支給並びに通勤、旅行に係る費用の弁償について規定を設けてございます。

次ページのイの部分は、同じ会計年度任用職員のフルタイム者に関しての規定を設けております。第3条関係でございますが、フルタイムにつきましては、こちらは給与という概念

での取り扱いとなります。給与は、括弧書きで書いておりますが、給与、通勤手当、以下の各種手当の支給をすることができることとなります。それらについての規定をするものでございます。

それから、附則関係でございます。附則の2条、3条、4条関係がこの(2)の①、②、③、①の川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、②が技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、③が水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、それぞれを一部改正するものでございますが、内容につきましては、この3つとも同じでございます。会計年度任用職員の給与等は他の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める規定を追加するという中身に直すものでございます。この別に条例で定める条例というのが、本条例の、本文のほうの条例の意味でございます。

④が附則第5条関係で、職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。休職する期間については、当該会計年度任用職員の任用期間内とする規定を追加する、入れ込むものでございます。

⑤につきましては、懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、附則第6条関係でございますが、減給の効果について、その対象に会計年度任用職員の報酬を加える旨を規定に追加するものでございます。米印で、ただし、会計年度任用職員のパートタイムの者は給料であるため、既存の規定で適用になりますので、この部分についてはつけ足したものはございません。

⑥は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係でございます。附則の7条関係でございます。アの部分では、非常勤職員の育児休業を取得できる要件の明確化と取得可能期間を設定する旨でございます。

次のページでは、取得可能な非常勤職員、それから取得可能な期間とその要件等を記載しておりますが、細かい内容でありますので、説明は省かせていただきたいと思います。

中ほどのイの部分では、会計年度任用職員が育児休業から復職した場合においても、号給の調整は実施しない旨の規定を入れ込む中身でございます。

ウにつきましては、部分休業について、取得可能な非常勤職員の範囲、取得可能な時間範囲等の規定を追加しているものでございます。

この取得可能な非常勤職員、取得可能な期間とその要件につきましても細かい内容でありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後、⑦の関係、附則8条であります。町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

の一部改正であります。新地方公務員法第58条の2第3項の規定により、人事行政の運営等の状況の公表の対象外から会計年度任用職員のフルタイムを除く規定を追加するものということで、ちょっと回りくどい言い方ですが、逆に言えば、フルタイムの会計年度任用職員は人事行政の運営等の状況の公表の対象とするという中身でございます。

最後、施行期日につきましては令和2年4月1日ということにいたしてございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第60号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について提案を申し上げます。

提案理由につきまして、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、提案するものでございます。

内容について、鈴木健康子育て課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長 鈴木健康子育て課長。

○健康子育て課長 命によりまして、議第60号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について、お手元の概要書によってご説明申し上げます。

まず、1の制定の趣旨でございます。本年10月1日から、幼児教育・保育の無償化に関し、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び関連する政令等が令和元年5月31日に公布されました。これに伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

2の制定の内容でございます。こちら(1)から(3)がございしますが、このたび、この3つの条例をまとめて提案するものでございます。

まず、(1)川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正。内容は主に3つございます。

まず、①児童福祉法との整理でございます。この条例の設置根拠である子ども・子育て支援法と2行目にあります児童福祉法、この整合性を図る内容でございます。

②食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。食事の提供に要する費用、こちらは保護者負担でございますが、幼児施設(町立の場合は町でございます。)が保護者から直接徴収できることとし、また、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食(副食とは給食、おかず等でございます。)については免除するなどの改正でございます。

③が用語、略語の整理でございます。

続いて（２）川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部の改正でございます。①、こちらはこの条例の設置根拠である児童福祉法と２行目にあります子ども・子育て支援法、この整合性を図る規定でございます。

（３）川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正でございます。こちらは１つ、利用者負担額の改正でございます。次の子供の保護者に対する利用者負担を無償とする改正でございます。アとしまして３歳児以上、イとしまして、市町村民税非課税世帯に属するゼロから２歳児まででございます。

裏面にお移り願います。

３の施行期日でございます。まず（１）、こちらは条例１条、２条、３条とありますが、こちらは法律、あとは政令等で既に公布されてございますので、あわせまして公布の日からとしたものでございます。（２）、第２条及び第４条とありますが、こちらは無償化のスタートとなります令和元年１０月１日としたものでございます。

最後に、無償化の主な内容でございます。こちらは法律及び関連に基づきまして、さらには今回提案申し上げます条例によりまして、幼児教育・保育の無償化、これの主なものを表にまとめたものでございます。

申し上げます。まず、左のほう、①の保育所から②の認定こども園、それから③の地域型保育、こちらについては、ゼロから２歳児までは住民税非課税世帯のみが無償となると。３歳から５歳児、こちらは無償ですと。この期間でございますが、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前まででございます。備考としまして、申請は不要等でございます。

続いて、④の認定こども園（教育型）、あと⑤の幼稚園、⑥の幼稚園の預かり保育でございますが、こちらはゼロから２歳児、そもそもこれは受けてございませんので、３から５歳児のほうをごらん願います。こちらは無償と。無償期間につきましては、満３歳児になったときから小学校入学まででございます。申請は不要でございます。ただし、⑥の幼稚園の預かり保育、こちらでございますが、こちらは月当たりの上限額１万１,３００円が設定されてございます。この下、⑦の認可外保育施設、⑧の一時預かり、⑨の病児保育、⑩のファミリーサポートセンター、こちらゼロから２歳児のほうも一月で４万２,０００円という額の上限がございます。こちらは無償と。あと３歳から５歳児、こちら一月で３万７,０００円の上限の中で無償と、そういうものでございます。

下のほうの備考の欄をごらん願います。通園の送迎費、給食費、行事費などは、これまで

どおり保護者負担となると。ただしがございます。年収360万円未満相当世帯の子供たち、あとは全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、給食費のうち副食の費用は免除すると。貧しい人たちは無償でございます。

あと最後、米の1つございます。こちらは先ほど、保育所、認定こども園、地域型保育、住民税非課税世帯のみと申し上げましたが、これも特例がございます。住民税非課税世帯でなくても、子供が2人以上の場合は現行制度を維持し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントしまして、ゼロから2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となると、そういう特例でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第53号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,346万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億693万1,000円とするものであります。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第53号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

なお、今回の第3号補正につきましては、歳入歳出予算の補正にあわせまして、第2条でございますが、地方債の補正もあわせて計上してございますので、3ページにお移りいただきまして、こちらを先に説明させていただきたいというふうに思います。

3ページ、第2表地方債補正でございます。今回の地方債補正につきましては、表の左上に記載しております変更を予定するものでございます。

記載の目的は3つございまして、それぞれご説明させていただきます。

過疎対策事業でございますが、今回は補正前、補正後、比較いたしまして、2,330万円の増額、これを計上してございます。要因として3つございまして、後ほど歳入歳出予算の補正の中でもご確認いただきたいというふうに思いますが、まず1つが、消防施設の整備にか

かわります過疎債の増額でございまして、具体的には、置賜広域行政事務組合の負担金にかかわります過疎債の増額がまず1つございます。あと、これも置賜広域行政事務組合にかかわります分でございますが、老人福祉施設南陽やすらぎ荘にかかわります過疎債の増額も計上してございます。最後、3つ目は、大塚西部地区で農業競争力強化基盤整備事業、これを実施しておりますが、事業費の増額に伴います増額、この3つを合わせまして2,330万円の増額を計上するものです。

2つ目が振興資金の整備事業でございますが、比較いたしまして110万円の増額を計上してございます。これにつきましては、置賜広域等観光施設管理経費の中で、ダリヤ公園の管理棟の進入路の舗装工事を予定する際の振興資金の増額を計上しておるものでございます。

最後、3つ目でございますが、臨時財政対策債でございまして、これにつきましては、交付税の算定の確定に伴いまして、臨時財政対策債の発行可能額も確定をいたしましたので、これに伴います減額でございます。比較いたしまして、減額の額は1,932万4,000円の減額ということになってございます。

これら3つを合わせまして、変更の合計額につきましては比較をし、507万6,000円の増額を今回計上しているものでございます。

それでは、別紙概要書に基づきまして、歳入歳出予算の補正の内容につきましてご確認をいただきたいというふうに思います。

まず、1の歳出でございます。人件費につきましては、一般職員の時間外手当の増額を計上してございます。これにつきましては、幼児教育・保育無償化に伴いまして、職員の時間外手当につきましても補助の対象となることから、増額を計上するものです。

次に、補助費等でございますが、電算共同アウトソーシングにつきましては、会計年度任用職員制度のシステムの構築にかかわります負担金の増額です。

国際交流の補助金の増額は、県の単独事業として若者海外体験促進事業、いわゆる若者がパスポートをつくった際に助成される事業が出てまいりました。2分の1の補助でございますが、これに本町も取り組むということで、補助金の増額を計上してございます。

賦課徴収事務費につきましては、還付金の増額です。プレミアム付商品券につきましては、負担金の増額を計上してございますが、当初は委託方式で事業を実施するという事で計画をしておりましたが、その後の調整の結果、町が直接この事業を実施する、いわゆる直営方式に切りかえるということになりましたので、負担金のここに増額を計上しているものでございます。

次に、広域病院運営の負担金の減額でございますが、これは普通交付税の確定に伴います減額です。

教育・保育施設給付の負担金の増額は、無償化に伴います増額でございます。

農業委員会事務経費補助金の増額につきましては、助成金の増額に伴いまして、ここに補助金も増額を計上してございます。

中小企業団体支援につきましては、補助金の増額を計上してございますが、これも県の単独事業といたしまして、消費税の引き上げ後に商店街等でセールなどを行う際の広報費について支援をする事業が創設をされました。本町につきましても2分の1の補助でございますが、この事業を活用し、事業を実施するということで補助金の増額をここに計上しているものでございます。

次に、物件費に移らせていただきます。

文書管理につきましては、臨時職員の賃金の増額です。

町有財産の維持管理経費につきましては委託料の増額でございますが、室外機の保守点検にかかります委託料です。

地域子育て支援、備品購入の増額を計上してございますが、寄附金を頂戴し、遊具の整備を行うということで、備品購入費の増額を計上してございます。

子ども・子育て支援の臨時職員賃金につきましては、無償化に伴いまして、臨時職員の賃金を増額するものです。

幼稚園事務経費につきましては、副食費の増額を計上してございますが、副食費につきまして、町から直接今度は支出をするということで、副食費の増額をここに計上してございます。

農業委員会事務経費につきましては、補助金の増額を受けまして、臨時職員賃金の増額を計上するものです。

小学校教育コンピュータ、中学校教育コンピュータ、それぞれ備品購入費の増額を計上してございますが、パソコンの更新を予定してございます。

芸術文化振興の委託料の増額につきましては、寄附金を頂戴し、フレンドリープラザの委託料の増額をここに計上するものです。

次に、維持補修費に移らせていただきます。

冬季交通確保につきましては、道路除雪費の増額を計上してございます。除雪費につきましては、当初予算におきまして8,000万円の除雪費を計上してございました。今回の補正予

算の中で直接的な除雪経費につきましては、4,000万円の増額を計上してございます。合わせて、例年同様1億2,000万円の除雪費を確保するものでございます。その他の経費につきましては、除雪機械の修繕費等の修繕料等の増額を計上してございます。

次に、小学校事務経費では、犬川小学校の暖房機の修繕経費を増額してございます。扶助費に移らせていただきます。

福祉灯油券助成でございますが、例年同様、県の補助事業を活用し、福祉灯油券の助成事業に取り組むものです。

教育・保育施設給付につきましては、無償化に伴います増額でございます。

次に、普通建設事業費（補助）に移らせていただきます。

園芸大国やまがた産地育成支援、産地パワーアップ、それぞれ農業施設の整備事業に対します補助金の増額を計上しておりますが、これにつきましては、現時点では、要望額でここに計上をさせていただいております。また、県、国等々からの内報などはまだ受けていない。要望額ベースでここに計上させていただきました。

次に、普通建設事業費（単独）に移らせていただきます。

情報化推進事業の工事費の増額は、支障電柱の移転に要します工事費の増額です。

置賜公園等観光施設管理経費につきましては、先ほど、地方債の補正の中でご確認をいただきましたダリヤ公園の管理棟の進入路の舗装工事にかかわります工事費の増額です。

次の浴浴センター管理運営事業につきましては、冷凍庫の交換等にかかわります工事費の増額です。

次の住民基本台帳ネットワークシステム整備につきましては、光ケーブル用の配管工事が必要となりましたので、工事費の増額を計上するものです。

老人福祉施設につきましては、南陽やすらぎ荘の設計業務にかかわります負担金の増額です。

次に、道路維持管理経費につきましては、町道道路照明の修繕に要します工事費の増額です。

フレンドリープラザの施設整備につきましては、Wi-Fiの環境を整えるため、工事費の増額を計上するものです。

次に、普通建設事業費（県負担金）につきましては、農業競争力強化基盤整備の中で、大塚西部地区の事業費の増額が計上されました。負担金の増額を計上してございます。

繰出金につきましては、国民健康保険、農業集落排水事業、それぞれ特別会計の繰出金の

増額を計上してございます。

裏面に移らせていただきまして、歳入でございます。

1の地方特例交付金でございますが、地方特例交付金につきましては、普通交付税の算定、確定いたしましたので、これに伴います減額を計上してございます。

子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、無償化に伴いまして、交付金の増額を計上してございます。

次の地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴います増額を計上してございます。

次の分担金及び負担金でございますが、保育所保育料を減額し、保育所、幼稚園、それぞれ副食費の増額を計上してございますが、副食費につきまして、先ほど、条例改正の中で説明申し上げましたとおり、また、歳出の中でも町から直接支出を行うということで、支出の部分でも増額をしてございますが、これまで保育所保育料の中で給食費の中に含まれておりました副食費につきまして減額し、保育所、幼稚園、それぞれに新たに副食費という項目を起こし、ここに歳入として見込むものということでございます。

次に、国庫支出金でございます。

子どものための教育・保育給付費国庫負担金、そして、その下の子育てのための施設等利用給付交付金、この2つにつきましては、無償化に伴いますそれぞれ増額を計上してございます。

プレミアム付商品券事業費国庫補助金につきましては、先ほど、歳出の中でご説明申し上げましたように、直営化で実施をいたします。その関係から補助金の減額が見込まれるものです。

次に、子ども・子育て支援事業交付金でございますが、これは放課後児童クラブにかかわります交付金でございます。県支出金の中でも増額が計上されてございます。

その下の子ども・子育て支援事業費国庫補助金、こちらにつきましては、無償化に伴います補助金でございます。

次の、母子保健衛生費国庫補助金の増額でございますが、県補助金のちょうど中段でございます。マイナンバー対応システム改修事業費県補助金を減額してございます。当初予算におきましては、県補助金を受けて、乳幼児健診にかかわりますシステム改修、これを予定しておったところでございますが、その後、国からの直接補助金を受ける事業に切りかわりました関係から、国庫補助金を増額し、県補助金を減額するというところで、組み替えもあわせて行っているところでございます。

次に、県支出金に移らせていただきます。

若者海外体験促進事業費県補助金、県の2分の1の補助金です。

地籍調査事業費県補助金、確定に伴います減額です。

灯油購入助成事業費県補助金、福祉灯油券の助成に伴います補助金です。

放課後児童育成健全育成事業費等県補助金、これは先ほど国庫でもご確認いただきました放課後児童クラブにかかわります補助金の増額です。

マイナンバー対応システム改修は、先ほどご説明したとおりです。

園芸大国やまがた、1つ飛びまして産地パワーアップ事業費、それぞれ県補助金につきましては、歳出でご確認いただきました事業の要望額ベースでございますが、それぞれ補助金の増額をここに計上してございます。

真ん中にごさいました機構集積支援事業費県補助金につきましては、増額内示を受けまして、補助金の増額を計上してございます。

県支出金の最後でございますが、がんばる商店街応援事業費県補助金、県の2分の1の補助金でございます。

次に、6の寄附金でございます。

まず、社会教育費寄附金、片倉尚様よりご寄附をいただきました。歳出でフレンドリープラザの委託料の増額を計上したところでございますが、こちらのほうに充当してございます。

次に、児童福祉費寄附金、ブルームの満月ライブのご寄附として頂戴をいたしました。歳出の際に、遊具の整備の備品購入費のほうに充てさせていただいてございます。

次に、繰入金に移らせていただきます。

後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、確定に伴います増額です。

財政調整基金の繰入金につきましては、財源調整の結果によりまして、減額を計上してございます。

ふるさとづくり基金の繰入金でございますが、歳出のほうには計上してございませんでしたが、今回の補正の中では、免許証の自主返納推進事業の増額も予定しておるところでございます。その財源としてふるさとづくり基金の繰入金、その増額を計上してございます。

繰越金につきましては、確定に伴います減額です。

諸収入でございますが、農業者年金の業務委託手数料の増額、また、支障電柱の移転補償料につきましては、歳出の部分でかかわります補償料です。プレミアム付商品券の販売代金、直営化に伴いまして、その販売代金につきましても入として見込むものでございます。

町債につきましては、先ほど、地方債の補正の中でご確認をいただきましたとおりでございます。

最後、この欄外に括弧書きで記載をしてございますが、3号補正後の財政調整基金の残高につきましては、1億7,483万5,000円を見込んでございます。

以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時25分といたします。

(午前11時10分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第54号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を提案申し上げます。

令和元年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,203万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,894万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、議第54号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をご説明いたします。

お手元にお配りしております概要に沿ってご説明いたします。

歳出につきまして、第1款総務費、補正額1万2,000円、国民健康保険運営協議会経費となります。

第2款保険給付費126万円、出産育児一時金となります。これは、お一人42万円掛ける3人分となります。

第7款基金積立金2,075万8,000円です。これは基金に積み立てをいたします。

合計2,203万円です。

歳入に移ります。

歳入、第5款繰入金84万円です。出産育児一時金繰入金、これにつきましては、3分の2を一般会計より繰り入れするものです。

第6款繰越金2,119万円、前年度の繰越金です。

合計2,203万円となります。

国民健康保険基金の残高につきましては、現在、2億465万4,000円となっております。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第55号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,866万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第55号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

歳入歳出の予算額につきましては、ただいま町長がご説明申し上げたとおりでございます。

内容について、概要書をもってご説明申し上げます。

歳出でございます。

3款施設費でございますが、55万1,000円の補正をお願いするものでございます。この内容につきましては、工事請負いたしまして、マンホール周りの舗装、補修工事を予定しているものでございます。

歳入でございますが、6款の繰越金、前年度繰越金確定によります55万1,000円の補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第56号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,413万2,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第56号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

歳入歳出予算額につきましては、町長がご説明申し上げたとおりでございます。

内容につきまして、概要書をもってご説明申し上げます。

歳出でございます。

3款施設費でございますが、190万の補正をお願いするものでございます。工事請負費といたしまして、マンホールポンプ自動通報装置の交換工事でございます。

歳入でございますが、3款繰入金85万2,000円、一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金、これにつきましては、前年度の確定によるものでございまして、104万8,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、合計で190万となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第57号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,905万1,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ19億2,133万5,000円とするものでございます。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第57号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、私からご説明申し上げます。

それでは、お配りしております概要書によりご説明いたしますので、ごらんいただきたいと思っております。

初めに、1の歳出ですが、第1款総務費で4,667万2,000円の増額をお願いするものであります。その内容になりますが、平成30年度国庫負担金・交付金返還金が3,713万3,000円、平成30年度社会保険診療報酬支払基金返還金が953万9,000円となります。どちらも額の確定による補正でございます。

第2款基金積立金で237万9,000円の増額をお願いするものであります。これは介護給付費準備基金への積み立てとなります。補正後の基金残高につきましては、1億6,645万2,000円となります。

歳出合計では、4,905万1,000円の増額をお願いするものであります。

続いて、2の歳入ですが、第8款で繰越金で4,905万1,000円の増額をお願いするものであります。こちらにつきましては、平成30年度の会計の額の確定によるものでございます。

歳入合計では、同額の4,905万1,000円の増となるものであります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第58号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和元年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,206万2,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、議第58号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算をご説明いたします。

お手元に配付しております概要書によってご説明いたします。

1、歳出につきまして、第2款後期高齢者医療広域連合納付金197万円、保険料等負担金、第3款諸支出金143万円、一般会計繰出金、合計340万円の補正をお願いするものです。これにつきましては、額が確定したために補正となるものであります。

歳入につきましては、第5款繰越金278万1,000円、前年度繰越金、第6款諸収入61万9,000円、前年度事務費負担金精算であります。合計340万円をお願いするものであります。

以上です。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願います。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第17、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第6、議第61号川西町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第16 議第58号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの11議案を、内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第46号 平成30年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第47号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算認定について

◎議第48号 平成30年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第49号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第50号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第51号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第52号 平成30年度川西町水道事業会計決算認定について

○議長 日程第18、議第46号 平成30年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、議第52号 平成30年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの7議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第46号 平成30年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第47号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 平成30年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、平成30年度各会計歳入歳出決算6議案を、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をさせていただきます。

続きまして、議第52号 平成30年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をさせていただきます。

議員各位におかれましては、各会計決算認定についてご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、私から平成30年の町政の概要についてご説明を申し上げます。

お手元に配付されております平成30年度主要な施策の成果及び予算実績報告書の1ページ

をお開きいただきたいと思います。朗読をもって説明とさせていただきます。

(町長予算実績報告書朗読)

○町長 説明の途中でありますが、ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時58分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続けて朗読をさせていただきます。

(町長予算実績報告書朗読)

○町長 以上、私から平成30年度の主要な施策及び実績報告を朗読させていただいて、町政の概要とさせていただきます。

次に、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況について後藤会計管理者から、川西町水道事業会計決算概要については吉田地域整備課長から、それぞれ報告をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 後藤会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、一般会計並びに各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

お手元の平成30年度川西町各会計歳入歳出決算書をごらんください。

最初に、目次の次のページ、各会計歳入歳出決算書総括表をごらんください。

各会計の歳入歳出決算の数値につきましては、記載のとおりであります。各会計の歳入に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計は98.69%、次に、国民健康保険事業特別会計は98.51%、次に、下水道事業特別会計は99.87%、次に、農業集落排水事業特別会計は98.84%、次に、介護保険事業特別会計は97.37%、次に、後期高齢者医療特別会計は98.05%であります。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算であります。

2枚めくっていただきまして、一般会計歳入歳出決算書、1ページをごらんください。

第1款の町税は、記載の7税目であります。町税全体の収入済額は13億4,820万326円で、調定額15億8,460万3,414円に対し、収入率は85.08%となり、前年度と比較しますと0.87ポイントの増となっております。

第2款の地方譲与税は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第3款の利子割交付金は、県民税として徴収された利子割額から徴収費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第4款の配当割交付金は、県民税として徴収された配当割額から徴収費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、県民税として徴収された株式等譲渡所得割収入額から徴収費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第6款の地方消費税交付金は、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上、交付されたものであります。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページ目をごらんください。

第7款のゴルフ場利用税交付金は、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち7割相当額が交付されたものであります。

第8款の自動車取得税交付金は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第9款の地方特例交付金は、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されたものであります。

第10款の地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて49億500万円で、前年度と比較して1億273万2,000円の減額となっております。なお、地方交付税には、置賜広域病院組合分として13億1,891万5,000円が含まれておりますので、本町分としては実質35億8,608万5,000円となり、前年度対比3,653万1,000円の減額となっております。

第11款の交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が還元されたものであります。

第12款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料が主なものであります。

第13款の使用料及び手数料は、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものであります。

第14款の国庫支出金及び第15款の県支出金については、特定の事業に対する国及び県からの支出金であります。

第16款の財産収入の主なものは、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売り払い収入であります。

第17款の寄附金は、個人や団体の方々からご寄附いただいたものであります。

第18款の繰入金のうち基金繰入金は、財政調整基金など11の基金から繰り入れたものであります。

第19款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

第20款の諸収入については、第1項の延滞金加算金及び過料から、第5項雑入までの内容であります。

第21款の町債は、公共施設整備事業などの特定財源として長期の資金を借り入れたものであります。

以上、歳入総額の収入済額は104億2,824万287円で、前年度より2億7,993万8,605円の減額となり、調定額108億4,673万3,577円に対し、収入率は96.14%であります。

次に、歳出について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、6ページをごらんください。

歳出合計の支出済額は102億9,197万2,656円となり、予算現額106億362万7,000円に対し、全体の執行率は97.06%で、歳入歳出差引残額は1億3,626万7,631円であります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計であります。1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の調定額に対する収入率は73.42%で、前年度と比較いたしますと3.27ポイント下がっております。

歳入合計であります。収入済額は16億9,299万5,496円となり、全体の収入率は93.17%で、前年度と比較いたしますと0.9ポイント下がっております。

1枚めくっていただきまして、3ページをごらんください。

歳出合計の支出済額は16億6,780万5,083円となり、全体の執行率は97.52%で、歳入歳出差引残額は2,519万413円であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金の収入率は100%です。

第2款使用料及び手数料の収入率は94.28%であります。

歳入合計であります。収入済額は4億9,684万3,403円となり、全体の収入率は98.56%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページであります。歳出合計の支出済額は4億9,619万2,019円となり、全体の執行率は98.95%で、歳入歳出差引残額は65万1,384円であります。次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金の収入はゼロでした。

第2款使用料及び手数料の収入率は96.11%であります。

歳入合計であります。収入済額は9,484万9,129円で、全体の収入率は99.45%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページであります。歳出合計の支出済額は9,375万842円となり、全体の執行率は97.82%で、歳入歳出差引残額は109万8,287円であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1款介護保険料の収入率は97.80%となっております。

1枚めくっていただきまして、2ページであります。歳入合計であります。収入済額は18億6,586万5,929円となり、全体の収入率は99.55%であります。

1枚めくっていただきまして、4ページであります。歳出合計の支出済額は18億1,681万3,402円となり、全体の執行率は99.83%で、歳入歳出差引残額は4,905万2,527円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入率は97.23%となっております。

歳入合計ですが、収入済額は1億6,817万1,667円となり、全体の収入率は98.36%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページであります。歳出合計の支出済額は1億6,489万137円となり、全体の執行率は96.03%で、歳入歳出差引残額は328万1,530円であります。

以上が一般会計及び各特別会計の決算の概要であります。

なお、各会計の末尾にはそれぞれの実質収支に関する調書、さらに、決算書の末尾には財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、審

査に供していただきますようお願いを申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第52号 平成30年度川西町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

水道決算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度の川西町水道事業の報告書でございます。

総括事項でございます。

平成30年度水道事業は、平成29年度に策定した川西町水道事業経営戦略及び川西町水道事業経営計画に基づき、安定した経営を目指すとともに、安全で良質な水を供給するため、水道施設の整備を図りながら、安定給水の確保に努めてまいりました。

また、過年度分未収金対策については、徴収嘱託員による納付相談、水道料金等滞納整理事務取扱要綱に基づく給水停止を伴う催告を実施し、不誠実な滞納者には給水停止措置を執行いたしました。

一般会計からの出資金により、一般県道大塚米沢線自歩道設置工事に伴う配水管布設工事などを建設改良工事として実施いたしました。

給水状況でございます。

本年度末における給水人口は1万4,989人で、前年度と比較して300人の減少となり、配水量においては、年間総配水量207万8,380立方メートルで、前年度と比べ5万3,254立方メートル減少し、1日平均配水量は5,694立方メートルで、前年度比では146立方の減少となりました。また、年間有収水量は162万1,899立方メートルで、前年度より1万2,221立方メートル減少したものの、有収率は78.0%と微増しております。

次に、平成30年度の財政状況につきましては、水道会計で収入減となる給水収益が、前年度と比較すると261万1,000円の減収となりました。また、費用については、平成30年度より県企業局において受水料金単価の見直しが行われたことにより、大幅な経費削減となったことから、前年度と比較すると1,154万4,000円の費用減となったところでございます。

このような状況から、収益的収入及び支出については5,159万1,000円の当年度純利益となったところでございます。

以上が決算の概況ですが、今後とも安全で良質な水の供給を図るとともに、住民の給水サービスの向上に努めるなど、なお一層の経営努力を重ねてまいりたいと存じます。

続きまして、1ページ、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の状況でございます。

収入につきましては、水道事業収益 5 億2,394万2,834円となったところでございます。これにつきましては、営業収益、営業外収益等の内容でございます。

支出につきまして、水道事業費用でございますが、4 億5,735万7,597円となったところでございます。内訳につきましては、営業費用、営業外費用でございます。

続いて、3、4 ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、資本的収入4,331万6,955円でございます。これにつきましては、企業債、一般会計からの出資金、国の補助金等でございます。

支出でございます。資本的支出 1 億8,857万5,522円でございます。第 1 項の建設改良費、それから企業債の償還金等でございます。

次に、6 ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度の川西町水道事業損益計算書でございます。

1 の営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益を合わせまして、4 億4,342万7,134円でございます。

2 の営業費用でございます。(1) 原水及び浄水費から (7) のその他営業費用までの合計でございますが、3 億9,786万688円でございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業利益でございますが、4,556万6,446円となったところでございます。

続きまして、3 の営業外収益でございますが、(1) の受取利息から (4) の雑収益までを合わせまして、4,513万4,993円でございます。

4 の営業外費用でございますが、支払利息及び企業債取扱諸費及び雑支出3,910万9,542円でございます。営業外収益から営業外費用を差し引いた602万5,451円が営業外利益となります。経常利益といたしまして5,159万1,897円となったところでございます。

5 の特別損失でございますが、(1) 特別損失、過年度還付金でございますが102円でございます。当年度の純利益5,159万1,795円、前年度繰越利益剰余金 1 億4,396万4,162円、結果、当年度未処分利益剰余金が 1 億9,555万5,957円となったところでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度川西町水道事業貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産でございます。有形固定資産、イの土地からチの建設仮勘定までの

合計でございますが、30億754万3,426円でございます。

2の流動資産でございます。(1)の現金預金から(3)の貯蔵品までの合計でございますが、2億3,678万6,282円でございます。資産の合計でございますが、固定資産、流動資産を合わせまして32億4,432万9,708円でございます。

続きまして、12ページにお移りいただきまして、負債の部でございます。

3の固定負債でございますが、固定負債の合計が15億8,566万7,769円でございます。

4の流動負債でございます。(1)の企業債から(4)の引当金までの合計でございますが、1億9,549万3,023円でございます。

5の繰延収益合計でございますが、2億7,161万9,079円でございます。

負債の合計といたしまして、固定負債、流動負債、繰延収益合計を加えまして、20億5,277万9,871円でございます。

続きまして、資本の部、5の資本金でございますが、9億3,011万3,209円でございます。

6、(1)の資本剰余金でございますが、イの工事負担金からハの受贈資産評価額を合わせまして3,822万5,243円となったところでございます。(2)の利益剰余金でございますが、イの減債積立金からハの当年度未処分利益剰余金及び当期純利益を合わせまして2億2,321万1,385円でございます。先ほどの資本剰余金と合わせまして、剰余金の合計でございますが、2億6,143万6,628円でございます。

資本の合計でございますが、先ほどの利益剰余金に自己資本金、資本金の合計を加えまして、11億9,154万9,837円でございます。負債資本の合計が32億4,432万9,708円でございます。この金額は、先ほどご説明いたしました資産の合計と整合がとれているものでございます。

最後に、20ページのキャッシュフロー計算書ですが、末尾の資金期末残高1億4,973万4,189円は、先ほどご説明申し上げました貸借対照表、流動資産(1)の現金預金と整合がとれているものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該7会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は監査委員席にご着席ください。

◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員島貫憲明君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

(監査委員 島貫憲明君 登壇)

○監査委員 それでは、私より平成30年度川西町各会計決算審査のご報告を申し上げます。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、(1)平成30年度川西町一般会計歳入歳出決算及び関係書類、以下(8)まで、記載のとおりでございます。

2、審査の期間。

(1)一般会計及び特別会計。令和元年7月16日から延べ8日間でございます。

(2)公営企業会計、令和元年6月27日、1日でございます。

3、審査の場所、記載のとおりでございます。

4、審査の手続。

(1)一般会計及び特別会計。

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する書類、財産に関する調書、さらに監査基準に基づいて、町補助金の交付状況、工事請負契約執行状況及び予算執行における不用額に関する調書、その他関係書類と諸票、証拠書類等を照合し、関係職員に説明を求めるとともに、会計経理事務は関係法令に準拠して正確に処理されているか、決算時の計数は正確かなどに主眼を置き、その他必要と認める事項の審査を実施いたしました。

(2)公営企業会計。

町長から提出されました水道事業会計決算報告書について、決算は水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかについて検証するため、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書をもとに会計帳票及び証拠書類等との照合精査を行うなど、必要と認める審査手続により実施をいたしました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経営の経済性発揮及び公共性確保を主眼として実施をいたしました。

次、2ページ、お願いいたします。

第2、審査の結果。

審査に付されました一般会計並びに特別会計6会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠し作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤

りのないものと認められました。

なお、各会計において、留意すべき事項につきましては、会計ごとに記述をいたしました。

次、1、総括、決算の規模、平成30年度普通会計決算額、以下、数字につきましては表記のとおりでございますので、割愛させていただきます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

先ほども説明がございましたが、財政収支の状況ということで、平成30年度歳入総額1億2,824万円、歳出総額、形式上の収支につきましては、AからBを引きますC、1億3,626万7,000円、翌年度の繰越財源、これを差し引きますと実質収支ということで、1億1,018万1,000円、前年度の実質収支、これを引きますと単年度収支Gが求められました。9,324万4,000円の赤字となります。それから基金積立金、さらには積立金取崩額を差し引きますと実質単年度収支ということで2億970万9,000円ほどの赤字というふうなことでございます。

以下、歳入の状況等につきましては説明を省略させていただきます、その後は各会計ごとの主なるもの、金額を記載してございますので、省略をさせていただきます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計における留意すべき事項というふうなことで記載をいたしてございます。

1、決算収支の状況ということで、平成30年度の形式収支はということで、先ほど申し上げましたように、実質単年度収支は2億970万9,000円の赤字となっております。

2番、予算の執行状況について申し上げます。予算額に対する決算額の割合は、歳入で98.9%、歳出で97%であります。特別会計は歳入で99%、歳出で96.6%になっておりまして、全般的に良好でありました。

3番、町債の償還状況につきましては、平成30年度町債の償還は次の表に記載しているとおりでございます。平成30年度一般会計における起債発行額は9億9,608万8,000円で、年度末起債残高は129億1,317万2,000円になっており、今後、大規模な公共施設整備（新庁舎整備事業、メディカルタウン整備事業など）により公債費が大幅に増加するため、起債管理に十分留意し、財政健全化に努めていただきたいと思います。

次に、財政状況、4番ですが、財政運営の基本は、基礎的財政収支を保持しながら、経済変動や住民要望に対応し得る弾力性を持たせなければならない。財政構造の良否を判断する主要財務比率等の年度別推移表は次の表のとおりでございます。

20ページにその内容を記載してございますが、アの経常収支比率、94.1%で、前年度より1.1ポイントほど増加しております。この数字が高くなればなるほど財政が硬直化していく

というふうなことを示します。

イの将来負担比率、これにつきましては、先ほど説明がありましたように、将来負担比率が350%を超える団体にあつては早期に財政健全化計画の策定が義務づけられているわけですが、当町では125.2%ということで、前年より3.3ポイントほど低くなってございます。

ウの実質公債費比率、平成30年度は13.3%となり、対前年度比で1.4ポイントほど増加をいたしてございます。

エの財政力指数、当町の財政力指数は、平成30年度におきましては0.247%で、財政力は弱く、依存財源に頼る体質となっていることから、財政運営には特に注意を要します。地方交付税の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す数値でもあります。財政力指数が1を超える場合は、地方交付税の不交付団体となるわけでございます。

今後、地方財政は依然として厳しい財政環境が予想され、地方交付税の依存度が高く、交付額の多寡によって指標が大きく左右されるため、今後、公債費や社会保障関係費の増加が予想されることから、引き続き、起債発行の適正化、事業の選択など、基礎的財政収支の健全な運用をすることが重要であります。

次に、28ページ、国民健康保険特別会計でございます。

決算の状況、歳入の状況につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

30ページに国保事業の留意すべき事項といたしまして、国民健康保険税の平成30年度決算における不納欠損額は909万5,957円、収入未済額は1億1,496万7,566円、歳出における不用額は4,240万1,917円となりました。

収入未済額につきましては、前年度比で382万5,000円の縮小となりましたが、滞納繰越額が多く、17年以上経過していることから、早急に事務処理に当たられたい。

また、現年分の収納率は95.48%で、滞納分を含めると73.42%と低く、収納率の向上に今後努められたいと思います。

次に、31ページは下水道事業会計でございます。

内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、34ページ、(4)の農業集落排水事業特別会計でございます。

決算状況、歳入の状況、歳出状況は記載のとおりでございますので、内容は省略させていただきます。

35ページに留意すべき事項を記載いたしました。

平成30年度の農業集落排水加入者は、下小松地区では265人中250人で94.3%、中大塚地区では677人中620人で、91.6%となっております。

本事業の目的であります加入率100%まで、加入率向上に今後努めていただきたいと思います。

次、36ページ、(5)の介護保険事業特別会計ですが、決算の状況、歳入の状況、歳出の状況につきましては記載のとおりでございますので、計数等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、38ページ、(6)の後期高齢者医療特別会計でございますが、この内容につきましても特に留意すべき事項等はありませんので、内容等の説明は省略をさせていただきます。

次、39ページ、(7)の水道事業会計につきまして、39ページには経営状況について、経営成績等の内容を記載いたしてございます。

次に、44ページに水道会計等の留意すべき事項を記載いたしました。

水道事業会計につきましては、有収率、過去3年ほど、ずっと70%台の有収率でございまして、今後、有収率の向上のため、漏水防止対策及び老朽管の更新工事を計画的に進めていただきたいと思います。

また、水道事業の経営環境が厳しくなることから、経費の節減はもとより、収納率向上、未収金対策を強化していただきたいと思います。

今後、経営の安定を図り、良質な水の提供を目指し、経営努力を一層していただきたいと思います。

次に、46ページは財産に関する調書でございます。これは先ほどの決算書に記載されております財産に関する調書、後ほど見ていただければと思います。なお、その内容を公有財産ということで異動のある内容のものを記載いたしました。46ページの下に異動の主なる要因を記載いたしました。内容については省略いたします。

47ページ、基金の状況でございます。これにつきましても決算書の記載されております異動された内容を取りまとめたものでございます。数値的な内容につきましては説明は省略させていただきます。

以上で、私より決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

◎発議第15号 特別委員会の設置について

○議長 日程第25、発議第15号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、平成30年度川西町一般会計ほか6会計の決算を審査するため、特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

緒形議会事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人東置賜シルバー人材センターから、生涯現役社会を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望が、既に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 1時58分)